

# 京都音楽家クラブ規約

1. 名 称 本会は京都音楽家クラブと称する。
2. 目 的 本会は音楽を追求する者が、相互の親睦をはかり理解を深めて、地域音楽文化の向上とその振興に寄与することを目的とする。
3. 事 業 本会は前条の目的を達成するのに必要と認める次の事業を行う。
- (1) 音楽活動の促進と新人の育成
  - (2) 内外演奏家、文化人との交流
  - (3) その他本会の目的達成に必要な事業
  - (4) 藤堂顯一郎音楽褒賞基金の運営に協力
4. 事 務 局 本会の事務局を京都市内に定める。
5. 会 員 (1) 資 格 本会の会員は、主として京都に在住、又は職場・活動の場を持つ音楽家並びにその関係者で、京都音楽家クラブの趣旨に賛同し入会を希望したもの。  
(2) 入 会 2名以上の会員の推薦を必要とする。「京都音楽家クラブ入会申込書」に必要な事項を記入し、理事長の承認を得る。  
(3) 退 会 退会者は、理事長に退会届を提出し、その承認を得る。ただし会費は在会の年度まで納入しなければならない。
6. 組 織 (1) 理事長 1名 理事長は本会を代表し、本会の運営の責任を負う。  
(2) 副理事長 2名 副理事長は理事長を補佐する。  
(3) 理 事 7名 理事は理事会を構成し、つねに理事長を補佐し、会の運営全般に関与する。  
(4) 委 員 24名 委員は総務、演奏、例会、編集の各部門を分担し、相互に協力しつつそれぞれの実務を執行する。各部門に委員長を置く。  
(5) 監 事 2名 監事は本会の会計及び会務を監査する。  
(6) 顧 問 本会に顧問を置き、会務に協力することが出来る。
7. 会 議 本会の会議は、総会、理事会、各委員会及び総合役員会とする。総会は年1回以上開かなければならない。理事会、各委員会及び総合役員会は必要に応じて開くことが出来る。各委員会以外は理事長が議長をつとめる。理事長の都合が悪い時は、副理事長が代行する。
8. 委員会活動 (1) 総 務 4名 総務委員会は各委員会全体の連絡、調整、会計、会員入退会、名簿作成、規約関係、会報の発送、その他クラブ運営上総括的な事項を司る。  
(2) 演 奏 6名 演奏委員会は新人演奏会、クラブ主催演奏会等の企画、立案、連絡、実施にあたる。  
(3) 例 会 7名 例会委員会は毎月2日を開催するクラブ例会等の企画、立案、連絡、実施にあたる。  
(4) 編 集 7名 編集委員会は毎月発行する会報の企画、立案、原稿依頼、編集、校正にあたる。
9. 役員の選出 (1) 理 事 の 選 任 会員の選挙により7名を選出する。  
(2) 理事長の選任 理事の互選により1名を選出し、総会の承認を得る。  
(3) 副理事長の選任 理事長が理事の中から2名に委嘱する。  
(4) 委 員 の 選 任 会員の選挙により24名を選出する。  
選挙規定は別に定める。

- (5) 監事の選任 理事長の委嘱により2名を選出する。
- (6) 任期 ①理事の任期は4年とする。理事は再任を妨げない。  
②委員の任期は2年とする。任期終了後、委員は4年を経た場合は再任を妨げない。

10. 会計	本会の会計は、会費及びその他の収入をもって当てる。 会員は会費として、別に定める金額を年度の始めに納めなければならない。会費納入規定は別に定める。 本会の会計年度は、毎年1月1日を以て始め、同年12月31日に終わる。
付則	本規約の変更は、総会の決定によらなければならない。
制定	昭和31年1月2日
改正	平成5年1月1日 平成10年1月1日 平成21年1月1日 平成24年1月1日

### 運用規定

- ① 会費払い込みの領収書は、本領収書に代えることができる。
- ② 会計は当年度12月10日で締め切り、決算をする。12月1日在籍会員の次年度納入会費等で次年度予算を作成し、総会の承認を得て諸事業を実施する。
- ③ 都音楽家クラブ主催の音楽会への出演、後援願への許可は、期限までに会費を納入することを原則とする。
- ④ 役員の定数は、実情に応じて変更することができる。

### 選挙規定

- ① 委員選挙は2年に一度行う。
- ② 選挙の年は、選挙管理委員会を立ち上げる。  
選挙管理委員会は、理事長と総務理事2名で構成する。
- ③ 選挙方法は、会員の中から24名を選出するが、投票用紙に10名以上24名以内選出であれば有効とする。

### 会費納入規定

会費8,000円は、その年度3月末までに納入のこと。